

社会医療法人社団三草会 クラーク病院

指定訪問リハビリテーション事業 指定介護予防訪問リハビリテーション事業

運営規定

（事業の目的）

第1条 社会医療法人社団三草会が開設するクラーク病院（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション」という。）の適切な運営を確保するために

人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態および要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）にある利用者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は次の方針に従い運営を行う。

（1）事業の従業者は、通院が困難な利用者等に対し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう配慮し、計画的に、継続的な医学的管理を基に、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスを提供する。

（2）事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、及び介護保険施設等他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って保健医療サービスを提供する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名 称 社会医療法人社団三草会
 クラーク病院訪問リハビリテーション
- （2）所在地 札幌市東区本町2条4丁目8番20号

（従業員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者 常勤兼務 1名 笠 青陽（理学療法士）

管理者は、従業者の管理、訪問リハビリテーションの利用者へのサービス実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業運営に必要な指揮命令を行う。

（2）リハビリテーション職員

- | | | |
|---------|--------|------|
| ア 医師 | 専任 | 1名 |
| イ 理学療法士 | 常勤職員兼務 | 4名以上 |
| ウ 作業療法士 | 常勤職員兼務 | 4名以上 |
| エ 言語聴覚士 | 常勤職員兼務 | 1名以上 |

リハビリテーション職員は、訪問リハビリテーションの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、土曜日、日曜日、12月30日から1月3日、国民の祝日、
祭日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの提供方法、内容)

第6条 訪問リハビリテーションの提供方法、内容は次の通りとする。

- (1) 医師及びリハビリテーション職員は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、その内容について利用者またはその家族等に対する説明及び同意の上、当該サービスの目標とそれを達成するための身体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成し利用者に交付する。
- (2) リハビリテーション職員は、医師の指示及び前項の訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、利用者又は家族に対して理解のしやすいように指導又は説明を行い適切なサービスを提供する。また、提供した内容については、具体的なサービスの実施状況及びその評価について診療録を作成し、当該医師に報告する。

(利用料等)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は次のように定める。

- (1) 訪問リハビリテーション利用料は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、別紙重要事項説明書の通りとし、利用者およびその家族に対し説明し同意の上で、提供した訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスでない時は、その10割の費用を徴収するとともにサービス提供証明書を利用者に交付し、法定代理受領サービスである時は、その1割の費用を徴収する。

(2) その他の利用料

①通常の実施区域を越えて訪問リハビリテーションを実施した場合には交通費を徴収する。

病院から片道10km以上15km未満 400円(税込 440円)

病院から片道15km以上30km未満 600円(税込 660円)

病院から片道30km以上 800円(税込 880円)

②リハビリスタッフの1時間を超える訪問に関しては超過料金を徴収する。

1時間を超過した場合 30分につき 800円(税込 880円)

③当日の訪問時に不在の場合はキャンセル料を徴収する。

キャンセル料 規定料金の半額

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施範囲は、札幌市東区、北区、中央区、白石区とする。

(相談・苦情)

第9条 事業所は、利用者又は家族などからの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションに関する要望、苦情に対して、誠意を持って迅速かつ適切に対応し、その解決に努めるとともに対応に係わる記録を行い保管する。

(緊急時、事故時における対応)

第10条 事業所の従業者は、訪問リハビリテーションのサービスの提供中に利用者の病状に急変等緊急の事態が生じた場合、速やかに管理者へ報告を行い主治医又は当院への連絡を行い、当該医師の指示に従い適切な対応に努めるとともに速やかに関係行政機関、利用者の緊急連絡先等に連絡を行う等の措置を講ずる。事業所は事故の状況及び行った処置等について記録し保管する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条

1、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2、前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条

1、事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2、事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第13条

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- 2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する、クラーク病院感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）に定期的に参加するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（クラーク病院感染対策講習会）に定期的に参加する。

(ハラスメント対策)

第15条

- 1、事業所は、従業者に対し安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築け、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- 2、事業所は、従業者が利用者・利用者の家族からハラスメントを受け、相当と認められる場合、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約解除の措置を講じる。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は適切な運営のため次の点に留意する

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

- (2) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業所は、訪問リハビリテーション職員の資質向上のため、定期的な研修や学会発表等を行えるよう業務体制を整備する。
- (4) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人社団三草会と協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は令和 1年10月1日から施行する。

この規定は令和 6年 6月1日から施行する。

この規定は令和 7年 5月1日より施行する。